

## 社会福祉法人聖隷会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖隷会（以下「当法人」という）定款第九条および第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等で専任の場合については、報酬を支給しない。  
使用人給与を支給されている場合は、第5条に準ずる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議をよって行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

日額

評議員会への出席ごとに12,000円

(2) 理事

日額

理事会等会議へ出席ごとに 12,000円

(3) 監事

日額

監事監査等への出席ごとに12,000円